

出版業界の再販売価格維持行為は 社会的に望ましいのか¹

東北大学 泉田成美研究会 知的財産分科会

瀬尾友希子 高木謙太郎 本田健太郎 三上浩平

2007年12月

¹ 本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

再販売価格維持行為(以下、再販行為とする)とは、メーカーが自己の商品を取り扱う卸売業者および小売業者に対して、卸売業者の販売価格、小売業者の販売価格を指示して、これを維持させることである。このような行為は、独占禁止法において原則的に禁止されているが、著作物(書籍、雑誌、新聞、レコード盤及び音楽用 CD の 4 種)については例外として適用除外されている。本稿の目的は、第 1 に再販行為の適用除外規定指定商品のうち書籍について、社会的総余剰を算出し再販行為の是非を検討することである。第 2 に、実証分析の結果再販行為を禁止する場合についてあわせて採るべき政策を提言することである。

本稿の分析ではまず、出版物に関する再販行為を経済学的にアプローチしている先行研究である成生・湯本[1998]、三浦[2001]をレビューした。そこで得た結論として、私達はそれまでの先行研究の理論モデルでは書籍の特性である出版部数の増刷可能性、そして出版業界の特殊構造であるパターン配本・委託販売制を無視していることを明らかにした。そこで本稿では先行研究の理論モデルの仮定をより現実的妥当性のあるものへと拡張し、構築したモデルにおいて再販行為時と再販行為の禁止時それぞれの実証分析を行った。この結果、再販行為時よりも再販行為を禁止した状況の方が、期待社会厚生がおおよそ 9.3% ~ 25.6% (金額でいうと 273 億円から 744 億円) 高いと算出された。これは現在の再販行為が書店間の競争を妨げており、適切な価格設定と出版部数が歪められていることを示していると推測される。このため私達は、再販売価格維持行為は経済的な観点から禁止するとともに、委託販売制についてもあわせて禁止すべきであると考えます。

私達は政策提言として、上記の理由から書籍の再販売価格維持行為と委託販売制を禁止することを提言した。ただし、過去再販行為を禁止しようとする議論が起こった際、出版業界からの反対により禁止が実現しなかった事実を踏まえ、出版業界の懸念への対応をあわせて行うことも提言した。具体的な対応としては 3 つある。第 1 に中小書店が価格競争にさらされ、その多くが廃業に追い込まれるとの批判に対して、中小書店の転業支援を行うことを提言した。第 2 に、委託販売制により書店が商品の管理能力を持っていないという指摘に対して、非再販商品の一時的な限定を行って、徐々に非再販商品を増やしていくことを提言した。第 3 に、非再販・買切制に移行した場合、出版される本の多様性が維持できないという批判に対して、図書館が多様な書籍を割増価格で購入することを提言する。

以上のような提言により、これまでの水掛け論的な再販行為の是非に関する議論から脱却でき、再販行為の禁止を業界の納得を得ながら実行できると考えている。

目次

要約.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
目次.....	3
はじめに	4
第 1 章 現状整理	6
1.1 著作物の再販売価格維持行為を巡る議論の流れ	6
1.2 現在の出版業界構造	8
第 2 章 理論的分析	16
2.1 先行研究のレビュー	16
2.2 本稿の位置付け	18
2.3 モデルの全体像	18
2.4 再販行為時の余剰算出式の導出	19
2.5 再販行為禁止時の余剰算出式の導出	21
第 3 章 再販行為の実証分析	23
3.1 不確実性下の書籍逆需要関数のパラメータ推定	23
3.2 理論モデルその他のパラメータ推定	25
3.3 再販行為禁止前後の実証分析	27
3.4 分析結果の解釈	28
第 4 章 政策提言	30
4.1 政策提言 - 再販売価格維持行為に関する著作物の適用除外規定の撤廃	30
4.2 政策目標の設定—各ステークホルダーに対する配慮の必要性について	30
4.3 政策提言 - 出版業界の懸念への対応策	31
参考文献・データ出典.....	

はじめに

私達大学生が授業で必要となったり趣味として本を買ったりする際、大学生協で買う場合と町の書店で買う場合がある。そのような時、すぐに気づくことは町の書店で買う場合には定価販売が原則で、割引など行われないのに、大学生協では割引販売が行われているという事実である。これは一般の書店に対しては独占禁止法の再販売価格維持行為（以下、再販行為とする）に関する適用除外規定というものが適用され、割引販売が行えないようになっているためである。

私達の議論の出発点は、このような再販行為がなぜ行われるのであろうか、そしてそれは望ましい制度であるのだろうかというものである。

詳しくは本論の中で述べるが、出版業界の特異な流通に関連するシステムとして再販行為と委託販売制というものがある。

再販行為とは、メーカーが、自己の商品を取り扱う卸売業者および小売業者に対して、卸売業者の販売価格、小売業者の販売価格を指示して、これを維持させるための契約のことである²。このような行為は独占禁止法第 19 条の不正な取引方法に当たるとして原則として禁止されている。

ただしこの規定には例外があり、独占禁止法第 23 条 1 項において「（再販売価格を維持する）正当な行為については、これを適用しない」としている³。著作物についての規定は 23 条第 4 項であり、「著作物を発行する事業者又はその発行するものを販売する事業者が、その物の販売の相手がたたる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為」については上記 1 項の規定が適用される。この場合の「著作物」に該当する商品としては著作権法上の著作物ではなく、書籍・雑誌・新聞・レコード（および音楽用 CD）の 4 種であると解釈されている。

また委託販売制とは、「書店に書籍・雑誌を配本し、一定の期間内であれば、自由に返品を認める条件を付した取引契約」⁴のことである⁵。この規定により書籍や雑誌が売れ残った場合、書店は出版社に返品することができる。すなわち出版業界では売れ残りのリスクは小売業者（書店）ではなく、メーカー（出版社）が負う⁶。

本稿の目的は、第 1 に再販行為の適用除外規定指定商品のうち書籍について、社会的総余剰を算出し再販行為の是非を検討することである。第 2 に、実証分析の結果再販行為を禁止する場合についてあわせて採るべき政策を提言することである。

第 1 章では、再販行為についてこれまで政府内で行われてきた議論の経過と再販行為に関連した出版業界の構造を示す。

² 金井他[2006]『独占禁止法 [第 2 版]』弘文堂

³ 同法 23 条 5 項では、1 項および 4 項の規定が及ばない団体として、消費生活協同組合等が挙げられ、この規定により大学生協などでは割引販売が行われている。

⁴ 石岡[2001]『著作物流通と独占禁止法』慶應義塾大学出版会

⁵ 民法上では返品条件付売買とされ、民法 657 条以降の寄託の規定が適用される(石岡、上掲書)。

⁶ このような委託販売制は多くの出版者が行っているが、岩波書店や未来社などでは返品を認めない買切制を行っている(石岡、上掲書)。なお委託販売制の詳細については第 1 章第 3 節で述べる。

第 2 章では、再販行為維持の経済効果に関する先行研究のレビューと再販行為が維持されているときの社会的総余剰の算出式の導出を行う。

第 3 章では、第 2 章で導出された算出式を用いて再販行為がなされたときの社会的総余剰の具体的な金額の算出を行う。

第 4 章では、第 3 章の結果から再販価格維持行為に関する著作物の適用除外規定の廃止を主張するとともに、出版業界における各ステークホルダーの懸念に対する私達の見解と必要な対応策について述べる。

第1章 現状整理

本稿では出版業界で慣行となっている再販行為をテーマとして取り上げ、以降で分析を行っていく。本章は書籍の再販行為の是非を巡る議論の流れと出版業界の現状構造を記していく。1.1では再販行為が認められている著作物に関して、公正取引委員会を中心とする政府側と出版業界との間で現在までどのように再販行為の是非が議論されてきたかの経緯を記していく。1.2では書籍流通に関する現状構造を述べ、次章以降の分析フレームワークを明確にしていく。

1.1 著作物の再販売価格維持行為を巡る議論の流れ

1.1.1 著作物の再販売価格維持行為を巡る議論の流れ

著作物再販売価格規定見直しの発端

独占禁止法における再販売価格維持行為に関する著作物の適用除外規定の見直しが、政府内で扱われるようになったのは、91年7月、公正取引委員会（以下、公取委）の「政府規制等と競争政策に関する研究会」（座長 鶴田俊正専修大学教授、以下鶴田研究会）が適用除外規定の見直しを検討していくとした以後である。公取委は、この提言を受け再販指定商品の見直しと、著作物の適用除外の取り扱いについて検討した結果、92年4月、著作物適用除外の取り扱いを明確化するためには、立法措置によって対応するのが妥当との見解を発表した⁷。そこで94年9月に「再販問題検討小委員会」（委員長 金子晃慶応大学教授、以下小委員会）を設け、98年3月末をめどに結論をまとめることとした。

95年7月に発表された「小委員会」の中間報告では、書籍・雑誌については、「再販適用除外制度が広くしかも安く書籍・雑誌を消費者に提供する機能を果たしているかどうか等について、今後とも実態把握に努めると共に、消費者利益の観点から事業者の行為を監視する必要がある」とし⁸、適用除外規定を撤廃することに前向きな態度を示していた。

適用除外規定の維持とその後の展開

公取委や政府で適用除外規定の見直しが行われている間、出版業界は反対運動を盛んに行っている（出版業界の主張は後述する）。98年1月には、鶴田研究会が最終報告書『著作物適用除外制度の取り扱いについて』を発表した。これによると、「競争政策の観点からは廃止の方向で検討されるべきものであるが、本来的な対応といえないものの、文化の振興・普及と関係する面もあるとの指摘もあり、これを廃止した場合の影響について配慮と検討を行う必要があると考えられる。したがって、この点も含め著作物再販制度について引き続き検討を行うこととし、一定期間経過後に制度自体の存廃についての結論を得るのが適当であると考えられる。」とし、結論を先送りにした。この報告を受けて、公取委は適用除外規定の是非に関する決定を3年間先送りとした。しかし一方で、書店業界に対しては「消費者利益確保の観点から、特に次のような点については是正措置を講ずるよう求め、その着実な実現を

⁷ 『出版指標年報 1995』出版科学研究所

⁸ 再販問題検討小委員会[1995]『再販適用除外が認められる著作物の取扱いについて(中間報告書)』

図っていくこととする。」として再販の弾力運用や「ポイントカード⁹」導入などによる顧客サービスの向上を促している¹⁰。

99年12月の公取委の「著作物再販制度化における関係業界の流通・取引慣行改善等の取組状況等について」と題する報告書で、業界に再販弾力化や割引・ポイントカード導入の動きがあることを評価している。ただし、それらは例外的な動きにとどまっており、書店によるポイントカード等実施に他の書店や出版社などから妨害があった場合には、独占禁止法上問題になると指摘している。

こうした中、01年3月には公取委は報告書『著作物再販制度の取扱いについて』を発表した。この中では、再販売価格規定について「競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきと考える。」としながらも、「しかしながら、～(中略)～文化・公共面での影響が生じる恐れがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的同意が形成されるに至っていない状況にある。したがって～(中略)～当面同制度を存置することが相当であると考え。」とし、適用除外規定については当面存続させることとなった¹¹。

これ以降の再販行為に関する議論はおさまっている。現在の再販行為関連の議論はポイントカードの是非に関するものがほとんどである。公取委は、適用除外規定を維持する代わりに、出版業界に対してポイントカードなどを通じた再販制度の弾力運用を求めている。これに対して出版社や出版業界団体は「ポイントカードは値引き行為であり、再販契約に違反している」として、ポイントカードを実施している書店に対してポイントカードを止めるよう要請するなどの反対活動を行った¹²。こうした反対活動は2004年ごろまで盛んであったが、2005年には公取委関係者が、こうした運動は独占禁止法に抵触する疑いがあるとの見解を発表した¹³ことから、以後自粛する動きになっている。

1.1.2 出版業界の主張

以上のような再販売価格規定見直しの動きの中、出版業界は再販行為の是認を主張している。

出版業界の主張は、主に書籍の商品特性から再販行為を是認すべきというものと、再販行為と委託販売制による現在のシステムが消費者にもメリットをもたらしているというものである。以下、94年9月に出版4団体¹⁴が公取委に提出した「8月8日のヒアリングに関する補足説明及び意見について」および96年に日本書籍出版協会と日本雑誌協会が公取委などに提出した「論点公開に対する意見 出版物再販制度の果たす役割」をもとに、出版業界の主張を見ていく。

第1に書籍の商品特性が、他の商品とは著しく異なる点が挙げられている。この点についての詳細は後述するが、出版業界は、その主張として 出版物は国民の知識と文化を高めるものであり、出版物に含まれる情報を読者が知識として吸収することが目的であり、また 出版物は他の財との代替性が低いという3つの商品特性を挙げている。以上のような商品特性から、再販行為の是非について他の商品と同じように論じるのは誤りであるとしている

⁹ 実施書店により形態は異なるが、主に読者の購入額のうち一定割合をポイントとして、次回購入時の清算に充てられるもの他、一定数のポイントをためると景品をもらえるものもある。

¹⁰ 政府規制等と競争政策に関する研究会[1998]『著作物適用除外制度の取扱いについて』

¹¹ 公正取引委員会[2001]『著作物再販制度の取扱いについて』

¹² 『新文化縮刷版 2003』新文化通信社

¹³ 『新文化縮刷版 2004』新文化通信社

¹⁴ 日本書籍出版協会・日本雑誌協会・日本書籍取次協会・日本書店商業組合連合会

15. 公取委は、出版物を特別扱いする理由はないという立場であり、これと真っ向から対立する。

このような書籍の商品特性に関連して、再販行為や委託販売制によって書籍の多品種少量出版が可能になったり、中小出版社の書籍が書店に並びやすくなったりすることにより、文化の保護に寄与しているという説明がなされている¹⁶。

第2に、現在のシステムのメリットについて、委託販売制により売れ残りのリスクを書店ではなく出版社がかぶることで、流通マージンを低く抑えることができ、結果として書籍価格を低く抑えることができているという。さらに、再販行為と委託販売制からなる現在の流通システムが見直され、再販行為の禁止と買切制¹⁷への移行がなされた場合には、書店の在庫リスクが高まり、価格の上昇や店頭に並ぶ商品数の減少をまねき消費者利益に悪影響をもたらすだろうと主張している。このようなことから出版業界は、現行制度が消費者利益をもたらしており、見直す必要はないと主張する。

1.2 現在の出版業界構造

本節では以降の分析および政策提言を行う上で必要なフレームワークとして、日本の出版業界構造の現状に関して記す。まず 1.2.1 では書籍の商品特性に関する論点を述べる。1.2.2 では書籍流通の構造を説明するため、出版社・取次・書店のそれぞれの機能や現状のシステムについて述べていく。1.2.3 では出版業界の特殊な規定要因として正味問題と返品問題を取り上げ、それぞれが現状のどのような業界構造に起因するものなのかを記していく。

1.2.1 書籍の商品特性

出版業界を理解する上では、まず書籍がどのような商品特性を持つかということを理解することが必要不可欠である。本節では、書籍がどのような商品特性を持つかについて述べる。出版に関する2つの業界団体¹⁸は書籍の商品特性について「96年の『論点公開』に対する意見 - 出版物再販制度の果たす役割 -」において、「他の商品と比べると著しく異なる商品特性」として「国民の知識と文化¹⁹を高める商品であること 出版物は内容を吸収することが目的であること 極端に代替性が低いこと」の3点がある、と述べている。これらの商品特性は確かに書籍に当てはまるものである。しかし、3点ともコンテンツ産業全般に当てはまるものであり書籍だけに当てはまるものとは言い難い。

またこれらについては同著で、「これらの商品特性を総合的に考察すると、出版物の流通を他の商品と同じ経済基盤で考えることは著しく妥当性を欠くことになる」とも主張している。しかし、この主張は以下の点を考慮していない。現在、海賊版と正規版の書籍の価格を比較すると海賊版の価格は著しく安い。つまり、正規版の書籍は紙とインクという原材料の原価だけではなく、そのコンテンツを購入していると考えられる。彼らの主張する「著しく異なる商品特性」は既に価格に加味されており、全て内包されていると考えられる。

¹⁵ 日本書籍出版協会 日本雑誌協会[1996]「論点公開に対する意見 出版物再販制度の果たす役割」『出版指標年報 97年版』出版科学研究所

¹⁶ 日本書籍出版協会 日本雑誌協会[1996] 上掲書

¹⁷ 書店が仕入れた書籍を返品できないシステムのこと。再販関連の議論では委託販売制と対になって用いられる。

¹⁸ 日本書籍出版協会・日本雑誌協会の2つ。

¹⁹ 「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・など生活形成の様式と内容とを含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。」『広辞苑第五版』[1998]

1.2.2 出版業界を支える出版社・取次・書店・図書館についての概要

図1は出版業界の流通構造を簡素に表したものである。本項では書籍流通を支えるメインプレイヤーである出版社・取次・書店の三者、そしてそれに加えて本稿の政策提言と密接に関連している図書館のそれぞれの役割やシステムを述べていく。

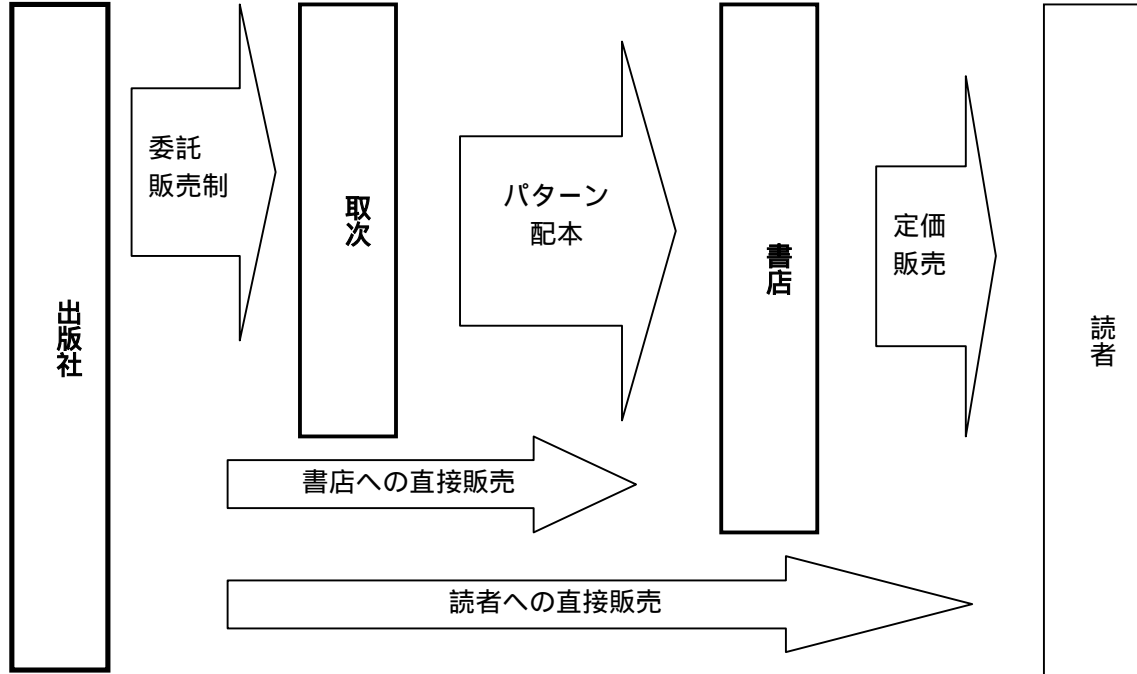


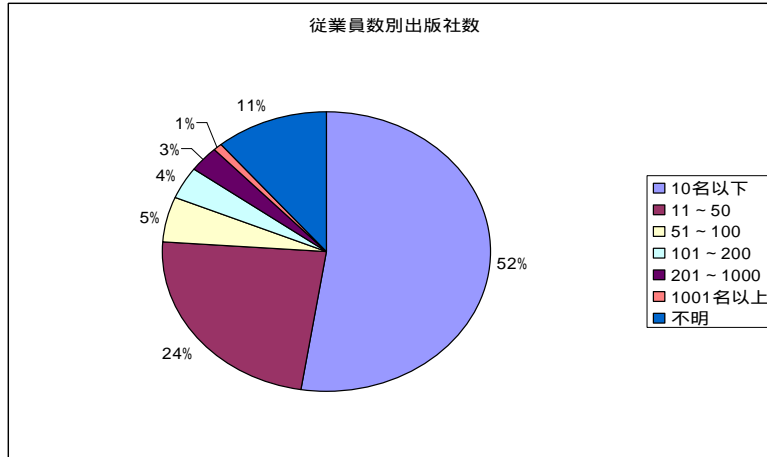
図1 業界概観図 <電通総研『情報メディア白書2007』より東北大学泉田研究会作成>

出版社

情報源・素材から取材・執筆されたものの編集や校正を行い、印刷を印刷会社に依頼し、印刷物を取次および小売店に販売を行っているのが出版社である。企業数は2007年版の『出版年鑑』で4,107企業とされている。従業員数別に見ると、図2のように「10名以下」が52.4%、「11-50名」が23.5%、となり、50名以下の小さい規模の企業で75%近くを占めている。資本金規模別に見ると、図2のように、「501-1000万円」の企業が32.5%を占め、次いで「1001-2000万円」規模が9.7%となっており、2千万円未満の規模が50%近くを占めている。このように、出版業界は就業者規模、資本金規模とも、比較的小規模な企業が大部分を占めている²⁰。これは個人の思想や理念が創業の動機となることが多い業種であり、誰もが出版社を起こすことが可能であるためであると考えられる。

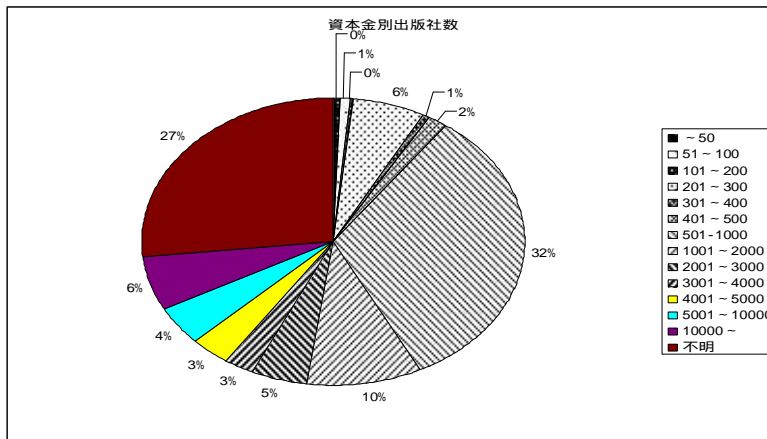
20 『2007年版出版年鑑』出版ニュース社

図 2 従業員別出版社数



資料出所：『出版年鑑 2007』出版ニュース社

図 3 資本金別出版社数



資料出所：『出版年鑑 2007』出版ニュース社

これに対してアメリカでは特に 90 年代に入ってからコングロマリット間のメディア再編の動きに巻き込まれた形での出版社の M&A が盛んになった。その結果、米国の主要な出版社は外国資本を含めた大手コングロマリット傘下の出版社のもとに収まってしまった。このような出版社の M&A はアメリカほどドラスティックな動きではないが、イギリスやフランスなどでも盛んに行われ、寡占の度合いが高まっている²¹。

取次

取次とは出版社と書店の間をつなぐ流通業者を指す。日本では、歴史的にほとんどの書籍は取次を通して書店に送られてきた。最近では大規模書店では取次を通さずに直接出版社と取引をする直販が増えてきてはいるものの、中小書店は取次を通さなければ書籍を仕入れることは難しいと考えられる。

²¹ 日本出版学会編[2004] 『白書出版産業』文化通信社

その点、イギリスやドイツでは出版社と書店の取引は直販が中心である。取次はサービス面で、出版社と書店間の直販を補完する役割しかもっていない。またフランスの場合は、書籍取次と書店の取引比率が圧倒的に高いがこれはフランスの書籍取次それぞれが大手・中堅出版社によって設立されていることの反映である²²。それに対して、日本で流通している書籍のほとんどが 2 大取次を通してというシステムは特異なものと言える。

取次が担っている機能は多岐にわたっているが、次の 7 つが基本的な機能である。第 1 に取引総数最小化機能である。出版社や書店は多数存在するので、双方が個別に取引を行うのは難しい。間に取次を介することで取引相手数を減らすことができる。第 2 に集荷分散機能である。取次は出版社から書籍を受け取ると、書店へパターン配本²³を行う。第 3 に返品処理機能である。書店からの返品はまずは取次に送られる（取次への返品運賃は書店負担）。取次はそれを銘柄別に梱包して出版社の指定日に版元倉庫に戻すことになる。第 4 に商品管理機能である。書店は補充注文や客注（消費者が店頭で申し込む注文）などがある場合に取次に配本を申し込む。商品が倉庫にない場合、取次は出版社別に注文をし直すことになる。第 5 に代金回収機能である。取次は書店から書籍代金を回収する機能を担っている。第 6 に金融機能である。出版社の説明でも述べたが、取次は出版社への代金の見込み払いなどを行っているため実質的な金融機能を持っていると言える。第 7 に情報サービスである。取次は POS システムや書誌情報サービスなどを提供している。

2005 年 5 月 1 日時点で取次は 96 社あり、日本出版販売（以下、日販と表記する）・トーハン・大阪屋・栗田出版販売・大洋社が主な取次である。取次書店数は日販が 5,354 店、トーハンが 6,009 店と 2 大取次の書店占有率が 7 割を越している²⁴。また、取次の主要株主は講談社、小学館、集英社などの大手出版社がほとんどである。

書店

02 年の書店数は 22,690 店、就業者数は 164,584 人となっている。従業員規模で見ると 1~2 人の店舗がしめる割合が 35.2% と高い。次に、表 1 を見て頂きたい。この図は新規店と廃業店の数を表にしたものだが、いずれの年も新規店よりも廃業店のほうが多く、書店数は減少の一途をたどっている。また、04 年の廃業店の 1 店平均坪数は 47.6 坪と小さく、中小書店²⁵の廃業が多い。その原因としては次の 3 点が挙げられる。

表 1 書店新規店廃業店数

新規出店				廃業店			
	店数	坪数	平均坪数		店数	坪数	平均坪数
1995	915	70,677	77.2	1995	810	20,224	25.0
1996	911	80,018	87.8	1996	989	29,387	29.7
1997	847	84,104	99.3	1997	1,126	34,775	30.9
1998	742	65,407	88.1	1998	1,066	37,709	35.4
1999	626	61,457	98.1	1999	1,134	44,467	39.2
2000	600	58,362	97.3	2000	1,253	55,299	44.1
2001	376	36,697	97.6	2001	1,198	57,558	48.0
2002	419	41,467	99.0	2002	1,298	41,597	40.5

²² 村上信明[1997]「日本との比較で見る西欧の出版流通」『経済セミナー』513 巻 63 頁

²³ 詳細は 1-3-2 にて述べる。

²⁴ 電通総研編『情報メディア白書 2007』ダイヤモンド社

²⁵ 中小企業基本法第 2 条「中小企業者の範囲」4 の、「資本の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社および個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの」に当てはまるものを中小書店と呼び、それ以外のものを大規模書店と呼ぶこととする。

2003	355	43,393	122.2	2003	1,085	43,961	40.5
2004	354	51,707	146.1	2004	984	46,856	47.6

資料出所：『新文化縮刷版』各年度版 新文化通信社

1 点目は、中小書店の廃業は大規模書店や郊外型書店との競合によるものである。図 3 によれば、新規出店の 1 店平均坪数が 03 年に 122.2 坪、04 年に 146.1 坪となっており新規店の更なる大型化が進んでいる。

2 点目は、新刊書やベストセラーの入荷が困難であることである。新刊書とベストセラーの入荷に関して平成 18 年 5 月に日本書店商業組合連合会が行った「全国小売書店実態調査」では 50%以上の書店が「ほとんど入らない」と回答している。このような背景には、出版社が小ロット化により返品を減らし、出版点数を増やして売り上げ減少を補おうとしたことがある。このため取次の配本政策において売り場のデータ管理がしっかり行われている大手チェーン店や大型店を中心に配本され、中小書店へは配本が少なくなってしまうということである。

3 点目は、流通チャネルの多様化である。特に CVS (コンビニエンスストア) には多くのシェアを奪われている。中小書店では売上の多くが雑誌に依存していることから雑誌を中心に品揃えする CVS が出店すると、影響を受けやすいと考えられる。また、オンライン書店の進出も脅威である。日本にオンライン書店²⁶が登場したのは 1995 年末である。Amazon.com という巨大外資系企業が参入してきた 2000 年当時では市場規模は 70 億円～80 億円²⁷だったにも関わらず、2006 年時点では 1,000 億円²⁸程度と急成長を続けており、各書店に対して大いなる脅威となっている。またオンライン書店の利用率は既に 10%²⁹に達しており、特に今後の市場を担う若年層での伸びが著しいため今後も上昇するものと思われる。

図書館

図書館とは書籍・雑誌・視聴覚資料・展示資料・録音資料などを収集・保管して利用者へ提供を行う施設や機関を指す。図書館は大きく国立図書館、都道府県立図書館、市町村率図書館の 3 種類に分けられる。

国立図書館には国立国会図書館や国際子供図書館などがあり、これらは主に全書籍の収集を行っている。そのため国立図書館には納本制度があり、国内で刊行された書籍は国立国会図書館に納入しなければならない。

都道府県立図書館には住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料および情報を収集・整理・保存・提供する役割がある。

市町村立図書館には住民のために資料や情報の提供など直接的な援助を行われている。この役割のため、住民のリクエストに応じて新規購入を決める図書館が多く、ベストセラーを何冊も購入してしまう「複本」が問題になっている。このことにより書店業界からは、消費者が図書館で書籍を無料で借りてしまうため書籍を購入しなくなるという批判が出ている。また、限られた図書購入資金を同じ書籍の購入ばかりに当てるため、蔵書の種類が貧弱になってしまうという問題もある。

地方自治体が設置している図書館は主に市内の書店から購入している。その場合、定価では購入せず、割引価格で購入している。値引率はまちまちだが、4～12%引になる場合が多い³⁰。

²⁶ 「顧客すなわち読者とのコミュニケーション手段にインターネット、つまりウェブページと電子メールを用いた書籍通販ビジネス」木下修他[2001]『オンライン書店の可能性を探る 書籍流通はどう変わるか』。

²⁷ 木下修他[2001]上掲書

²⁸ 電通総研編『情報メディア白書 2007』ダイヤモンド社

²⁹ 電通総研編『情報メディア白書 2007』ダイヤモンド社

³⁰ 佐野真一[2004]『だれが「本」を殺すのか 上』新潮社

1.2.3 出版業界を規定している要因

前項では、書籍流通を担う出版社・取次・書店・図書館の機能・現状を述べた。本項では出版業界の抱える問題点である正味問題・返品問題を説明し、現在の出版業界を規定する要因を述べていく。

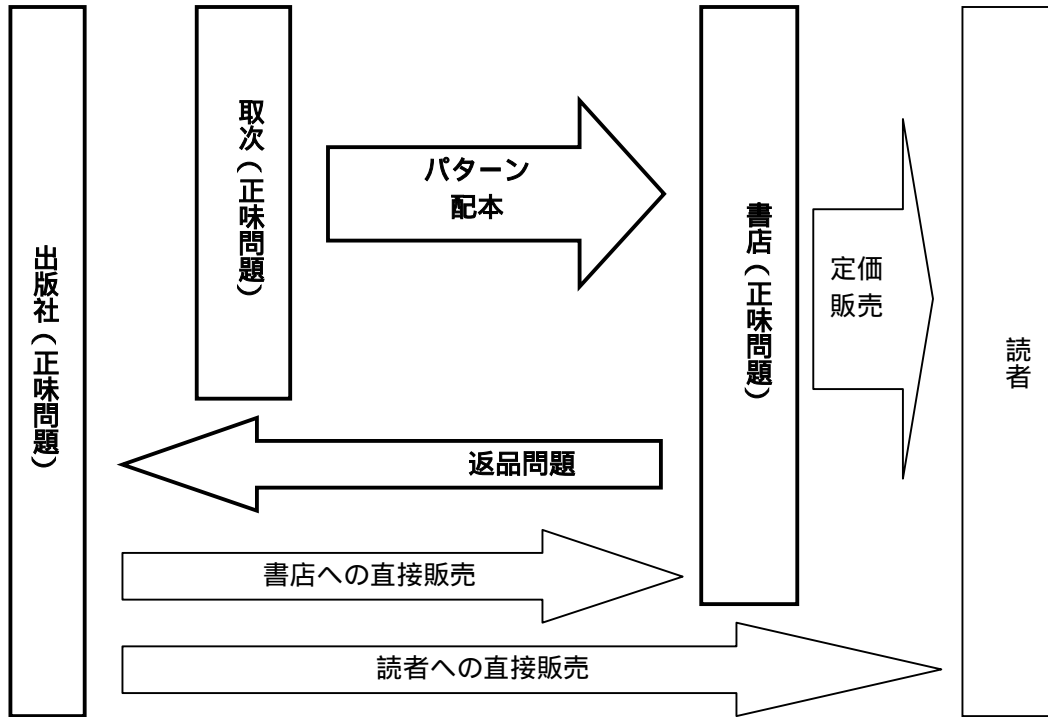


図 4 業界概観図 < 電通総研『情報メディア白書 2007』を参照に東北大学泉田研究会作成 >

正味問題

書籍は再販商品として大手・中小書店に関係なく同一価格(例外有り)で販売されている。仕入価格(掛け率=正味)には多少の差はあるものの、ほぼ横並びである。書籍の正味は出版社や書籍の価格によって異なっているが、大半は定価の 77%前後とされている。出版社から取次には 67~70%で納入され、取次が 8~10%のマーヅンを載せて書店に 77%前後で卸す。取次マーヅン率については、これは見掛けマーヅンであり、返品分を差し引いた実質マーヅン率は 6%を切り、その中に配送運賃全国平均 2%が含まれている。これに対して、ドイツの大手書籍卸売業者のマーヅン率は買切制であって平均 12%、配送運賃は書店負担であるため実質日本の取次の 3 倍以上のマーヅンがある。フランスの書籍取次は 9~10%、運賃は書店負担である。また、書店への受注販促活動については取次の別会社が別途 10%程度の販促マーヅンを得ている。諸外国に比べて、日本の取次マーヅン率は非常に低いものであると言える。

返品問題

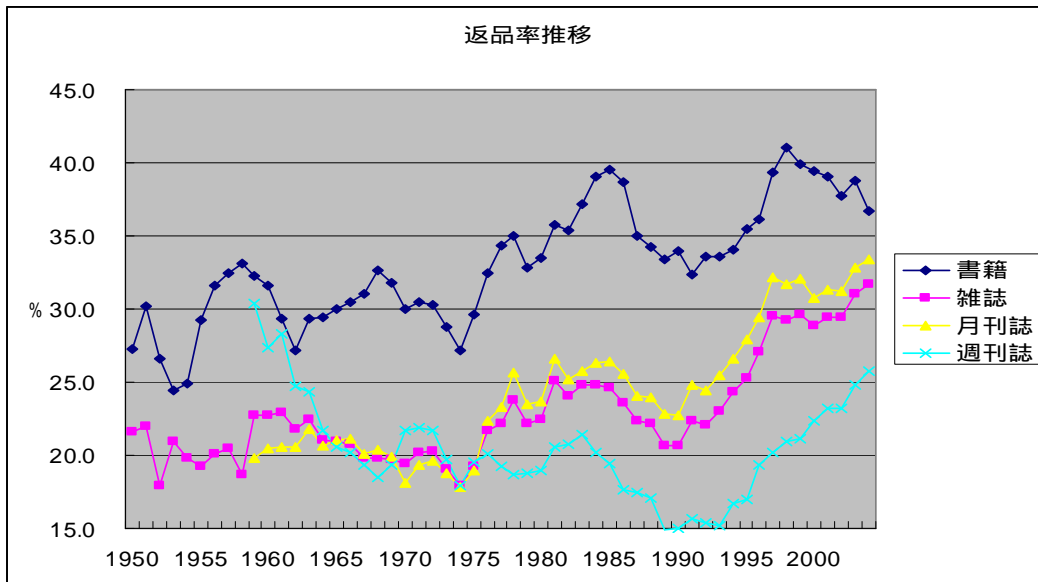
現在、出版業界で特に大きな問題になっているのが書籍の返品率の増加である。

書籍の返品は、出版業界独自の制度である委託販売制の中で行われる行為である。委託販売制とは、一般的には売り手が所有権を留保しながら商品を販売業者に預けてその販売を委託する販売方式のことで、販売業者はその取引の報酬として売り手(委託者)から委託販売

手数料を受け取ることになる³¹。しかし、出版界で使われている「委託」ではこのような所有権の留保の考え方が一般的に浸透しているわけではない。会計処理としては出版社、取次はともに商品を納品した時点で納入先に対する売掛金として処理し、納入先はそれぞれに対し買掛金としている。このことから考えて、商品の所有権は外観上、出版社から取次に移転しており、出版社から取次会社への納品は「返品条件付売買」と理解したほうがよい。書店で売られている書籍は岩波書店などの一部の買切制を採用している出版社を除いて、出版社に4ヶ月以内は原則返品自由である。ただし、返品された書籍の大半と雑誌の一部は注文などに充当され再出荷されるので、返品は即廃棄を意味するものではない。この委託販売制は、書店は出版社が指定した販売価格(再販価格)で売るという再販行為による「定価販売」と一体になって維持されてきた。書店で「定価」で販売することが決まっているため、他の多くの小売店の商品とは異なり、小売店間の価格競争は起きず、売れなかった書籍は出版社に返品するという仕組みになっている。

この返品がどれほど行われているかという指標には返品率があり、出版業界では重要な指標になっている。返品率は推定返品金額(書籍は常備寄託品³²を含む)を書籍は出回り金額、雑誌は発行金額で除して算出する。書籍の場合、1970年には30.5%だったが、1998年には41.0%と40%台を突破した。ただ、昨今においては取次が引き締め策を行っているため、2006年には38.2%とやや減少している。月刊誌の場合は1970年には18.1%だったが、2006年には35.8%を記録し、週刊誌の場合は1970年には21.7%だったが、2006年には29.4%と年々増加してきている³³。

図5 返品率の推移



資料出所：『出版指標年報 2007』出版科学研究所

このように返品率が上昇する原因の一つは書店に消費者である読者の欲する書籍がないためである。なぜ、書店に読者の欲しい書籍がないのか。それは日本の流通システムが「パターン配本」という特異なシステムを作り出しており、そのために書店が自ら商品のラインナップを決めることができないからである。

³¹ 『有斐閣経済辞典』[2002]

³² 「常備寄託品」とは売れた分は必ず補充し、常に店頭に並べておくことが契約された書籍のことである。

³³ 『出版指標年報 2007』出版科学研究所

「パターン配本」とは、取次が新刊委託などの際、書店の店舗の大きさ・陳列ジャンルや売上・返品率・書店から取次への入金率などの要素をもとにデータを作成して、あらかじめ定めてあるパターンに当てはめて配本することである。日販はデータにもとづいて書店に7つのランクをつけ、そのランクにもとづいてパターン配本を行っている。ただし、このランク付けはずっと固定化されるものではなく、見直されることがある³⁴。このように取次がパターンによって商品の種類を選定してしまうと、書店が自らの判断で新刊本を仕入れることは難しくなり、同じような商品が並ぶ書店が大量に存在することになる。大規模書店には出版社から直接仕入れることが可能だが、中小書店が出版社と取引することは難しく、全面的に取次に頼らざるを得ない状態にあると言える。

³⁴ 佐野真一[2004]『だれが「本」を殺すのか 上』新潮社

第2章 理論的分析

第1章では、再販行為の是非と出版業界の現状構造を巡る議論の経過を記した。1.1 で述べたように、議論の争点は2つある。まず、出版業界の主張として現在の再販行為・委託販売制がコンテンツの多様性の観点から望ましいとする点がある。この点に関しては第4章において検証する。そして2点目は再販行為の経済合理性の有無についてである。公正取引委員会は再販行為を競争阻害効果があるものとして捉え、それに対して出版業界団体は現在のシステムは経済的合理性があると主張している。本章および次章では理論的モデルと実証的データを用いて再販行為の経済的合理性を判定する。2.1 では再販行為の先行研究をレビューし、2.2 で本稿においての独自性を述べていく。2.3・2.4・2.5 では先行研究と異なる本稿独自の理論モデルを構築し、再販行為時、再販行為禁止時それぞれの社会的総余剰の期待値算出式を導く。

2.1 先行研究のレビュー

再販行為に関して意見を表明している文献は数多く存在しているが、再販行為を経済学的にモデル化し検証を行っている研究は数少ない。本稿では、比較的近年に発表された再販行為の研究として成生・湯本[1998]³⁵、三浦[2001]³⁶をレビューする。これらに共通する特徴として、書籍の特徴を需要の不確実性が高い財として捉え、不確実性を表す確率変数を用いてモデル化していることが挙げられる。なお本稿においても、この不確実性下の需要関数を用いて理論モデルを組み立てる。

$p = a - bq + \varepsilon$ $\varepsilon : [n, m]$ を一様分布する確率変数, p : 小売価格, q : 需要部数

2.1.1 成生・湯本[1998]

成生・湯本[1998]では、書籍流通に関して以下の仮定が置かれている。

- (1) 需要状態が明らかになる前に小売業者が注文数量を決定し、
- (2) それに対し生産者は需要状態が明らかになったときに卸売価格を(再販時には小売価格をも)決定する。

以上の仮定のもと、.小売業者と生産者が垂直的に統合しているケース(以下、垂直統合時とする) .生産者が小売業者に対して卸売価格を設定、小売業者は小売価格の決定権を持つケース(以下、市場取引とする) .生産者は小売業者に対し卸売価格、返品価格を定め、小売は小売価格の決定権を持つケース(以下、返品制とする) .生産者が卸売価格、小売価格の決定権を持つケース(以下、再販行為時とする)の4つのモデルを構築し、消費者余剰、生産者利益、社会的総余剰の期待値を計算している。

そしてそれぞれのケースでの余剰計算の結果、以下の結果を導いている³⁷。

市場取引時よりも垂直的統合時のほうが消費者余剰、生産者利益ともに大きい。

³⁵ 成生達彦・湯本祐司[1998]「返品制、再販制と経済厚生」を指す。

³⁶ 三浦功[2001]「需要不確実性下の再販売価格制について」を指す。

³⁷ ここでは書籍の需要不確実性が大きく、かつ限界生産費用が小さい場合、という条件付で結論が導かれている。

返品制、再販行為は卸売価格や返品価格の調整により垂直的統合時と同様の消費者余剰・生産者利益を達成することが可能である。

返品制と再販行為は同様の効果を持ち、かつ市場取引よりも優れていること。

この結果を受けて、著者は公正取引委員会による、再販行為を原則違法とする動きに対し否定的な見解を示している。

2.1.2 三浦[2001]

成生・湯本[1998]と同様、需要の不確実性が存在するもとの書籍流通をモデル化している。この研究では、成生・湯本[1998]が置いた「卸売価格、小売価格は需要状態が判明した後に決定される」という仮定を問題視し、書籍においては需要状態が判明する前に価格付けされなければならないと述べている。このため、三浦[2001]では需要状態が明らかになる前に小売業者は注文量を決定し、生産者は卸売価格（再販時には小売価格も）を決定するという仮定を置き、モデルを構築している。三浦[2001]では、以下の命題が導かれている。

・小売業者の注文量は市場取引のほうが多い。

これは、再販行為時には売れ残るリスクが市場取引時よりも大きいこと、注文量が抑制されることを示している。

・生産者・小売業者の期待利益は市場取引のほうが大きい。

注文量（生産量）は再販行為時より市場取引時のほうが多いことにより期待利益も大きくなる。

・期待消費者余剰は再販行為のほうが大きい。

再販時には生産者が小売業者からの注文量を増やすため、できるだけ低めに小売価格の設定を行うことにより消費者余剰は増加する。

・期待社会厚生は市場取引のほうが大きい。

再販時には需要が確定する前に小売価格を人為的に決定することで歪みが生じ、期待社会厚生は低下するものと推測される。

以上の命題より、三浦[2001]では結論として社会的観点からすると再販行為は市場取引に劣り、再販行為を原則違法とする公正取引委員会の姿勢を支持すると述べられている。

2.1.3 先行研究に対する私達の評価 - モデルの仮定は必要十分条件を満たしているか

これまでミクロ経済学を議論の中心として用い、再販行為の是非を検討した先行研究を紹介してきた。ここでは本節のまとめとして、以上に述べた先行研究のレビューを記す。

以降では、各モデルが結論を導くために必要十分な仮定が設けられているか検討する。

需要関数の仮定の特徴について

まず、1つ目の需要関数の仮定の特徴として成生・湯本[1998]、三浦[2001]の需要関数の形が挙げられる。これは両者では一見異なっているが、需要関数を一般化した形式³⁸でも同様な結論になり、本質的な相違点ではないと考えられる。

次に、2つ目の特徴として需要の不確実性を表す確率変数を用いて書籍の需要関数が一定ではないことを仮定しているという点がある。これは、財としての書籍の特性を良く表している。そして、なおかつ計算式を単純化できるように需要関数の変数設定に工夫がなされている点で評価できる。

現在の出版業界構造との整合性

第1章で述べた出版業界構造を規定する要因として、取次のパターン配本、返品条件付売買制度が挙げられる。前述したモデルではこれらがどのように扱われているかについて述べる。

³⁸ 需要関数が右下がりの直線であるという仮定について、 $\frac{\partial D(p,s)}{\partial p} < 0$ を満たす関数として設定を変更し議論すると一般的な形に拡張できるであろう。

両者には、「書籍の注文量は小売業者が期待利益を最大化する水準に決定する」という仮定が共通して存在する。しかしながら、パターン配本と返品条件付売買によりこの仮定は妥当性を持たないと考えられる。すなわち、返品条件付売買により書店は倉庫在庫を持つ必要性がなく、注文量は書棚の面積に依存する状況となっており、前述したようなモデルの仮定は適さないからである。また、両者のモデルにおいて「書籍は再生産が難しく、生産量は前もって決定される」とされていることも現実と乖離している。それは、書籍は限界費用が比較的小さく生産量は需要状態に応じて増刷が可能であるからである。

これらを踏まえると、再販行為時と市場取引時のそれぞれで導かれた企業の最適戦略・均衡価格・生産量は変化し、得られる結論が異なってくる可能性がある。このことから、両者のモデルにはまだ拡張の余地があると私達は結論付けた。

2.2 本稿の位置付け

先に記したように、先行研究では理論モデルから再販行為の是非を検討している。しかしながら、2.1.3で記したように先行研究の理論モデルでは現在の出版業界の規定している要因であるパターン配本と委託販売制を無視している。本稿では、先行研究の理論モデルをより説得力の高いものにするため、委託販売制、パターン配本、増刷についての仮定を加える。さらに、次章ではモデルから得られた余剰の算出式に現実に観察される書籍データを加え、実証的に再販行為の是非を検討する。

以上のように、本稿では先行研究の拡張、及び先行研究に実証分析を加える。本章以降では、本稿の理論モデルを記していく。

2.3 モデルの全体像

本節では、理論モデルの概略を示す。2.1.3に記したように、先行研究では生産量³⁹に関する仮定が現実と著しく乖離している。先行研究の理論モデルでは、1タイトルあたりの出版部数は小売の注文量により確定し、かつ増刷ができないという仮定となっている。しかし現状は、小売が注文量を決定していない⁴⁰。また、増刷は需要状態に応じて行われている。このことから、私達は再販行為のモデルにおいて初期発行部数は外生的に決定されると考え、増刷は需要状態に応じて可能であるとした。

また、委託販売制は再販行為禁止時にあわせてなくなる想定のもとでモデル化を行った。成生・湯本[1998]で述べられているように、委託販売制は再販行為と同等の効果を持っていると考えられるためである。出版社が設定する返品価格が実質の小売価格の下限となるため、再販行為が禁止されても委託販売制により価格維持行為の補完が可能なのである。このことから再販行為を禁止するのみでは経済に及ぼす効果はないと考えられるため、委託販売制の禁止かつ再販行為禁止はセットで行われる必要がある。このため分析対象とするのは現在の再販行為・委託販売制と、それに対して返品不可能な小売価格の自由化・買切制の2パターンとする。なお、本項以降では再販行為と委託販売制がなくなった状態、つまり返品が禁止された条件で小売価格が自由化された状態を再販行為禁止時と定義する。

そして次に、それぞれのパターンにおけるモデル設定を述べていく。

再販行為時の企業行動と価格設定

再販行為時では、出版社は取次・書店を垂直統合している状態であると考えられる。なぜなら、出版社の川上から川下にかけての価格設定権を持っており、発行部数を決定することが可能だからである。加えて、書籍は極めて代替性が低い商品であるとされている。これら

³⁹ 成生・湯本[1998]、三浦[2001]では生産量と述べられているが、本稿の以降では出版部数と表記する。

⁴⁰ 第1章1.2.3を参照されたい。

を踏まえると、再販行為時には出版社が取次・小売まで含めた利益(以下、共同利潤とする)を最大化することが最適行動である。これは、再販行為により予めマージン率が決められている現状にも妥当している⁴¹。

まず、出版社は前述した不確実な需要状態の中で、初期発行部数と価格を決定する⁴²。小売価格は期待される共同利潤を最大化する値を設定し、取次・小売の卸売価格は所与のマージン率によって決定される。そして販売状況に直面した際、もし需要状態が好調であるなら、出版社は設定した小売価格のもとでの需要量と初期発行部数とのギャップを調整する。つまりこの場合、売れ残りは存在しない。そして、もし書籍の需要状態が不調であるときには初期発行部数と需要量のギャップが生じ、売れ残ることとなる。

再販行為禁止時の企業行動と価格設定

委託販売制の禁止・小売価格の自由化がなされた場合の想定として、以下のことを仮定して議論していく。まず、書籍は非代替財であるため、出版社は卸売価格を自らの利潤が最大化する水準に設定する。次に、書店は小売価格の設定を自身で行えるようになり、買切制へ移行し売れ残りの損失は書店が被るようになる。そして、自らが設定した小売価格のもとでの需要部数が初期発行部数を下回った場合、売れ残りが発生し、逆に初期発行部数を上回る需要状態の場合、増刷注文を行う。書店は価格競争の結果、期待される利潤が0となる水準に小売価格は設定される。なお、後述するがこれは卸売価格と小売価格が同一となることを意味しない。

次節では、これらをもとにモデルを構築していく。

2.4 再販行為時の余剰算出式の導出

前節までに記した再販行為モデルの仮定をもとに、本節では再販行為時の生産者余剰、消費者余剰、社会的総余剰の算出式を導く。なお、以下のモデルでは平均的な書籍1タイトルを想定し、この1タイトルの余剰が再販行為時、再販行為禁止時でどれほど変化があるかを示すことを目的とする。ここで理論モデルに先立ち、2.1で述べた不確実性下の逆需要関数、需要関数を記しておく。

$$p = a - bq + \varepsilon$$

$\varepsilon : [n, m]$ を一様分布する確率変数 p : 小売価格 q : 需要部数

$$q(p) = \frac{a - p + \varepsilon}{b}$$

$\varepsilon : [n, m]$ を一様分布する確率変数 p : 小売価格 q : 需要部数

が需要状態を表し、発売後にこの需要状態が判明する。当然のことながら、出版社は発売する前に小売価格 p を定める必要がある。価格設定は前述したように、出版社が取次・書店の期待共同利潤 $E(\pi_{pm})$ を最大化させる水準に行うと考える。

また、モデルの前提として需要状態、小売価格 p により売れ残りが発生するか否かが決定されることを再度記しておく。ここで所与の価格 p に対しての需要部数 q と、初期発行部数 q_1 がちょうど等しくなる需要状態を t ($n \leq t \leq m$) とすると、

⁴¹ 第1章第2節参照

⁴² 本来であれば、初期発行部数を決定する最適化行動をモデル化するべきであったが、これは次章で平均初期発行部数の実証値を用いることで代替する。

$$t = p - a + bq_1$$

が成立する。ここで需要状態 ε が $n \leq \varepsilon \leq t$ であるとき初期発行部数は売れ残りが発生する。書籍 1 冊あたりの費用は一定であると仮定し、これを c_1 とすると共同利潤 π_{rpm} は次式で与えられる。

$$\pi_{rpm} = pq(p) - c_1q_1$$

需要状態 ε が $t < \varepsilon \leq m$ である場合、初期発行部数は全て需要され増刷が行われる。なお、増刷が行われた場合、ちょうど需要部数 q と等しくなる水準に供給され、売れ残りは発生しないと仮定する。このときの共同利潤 π_{rpm} は次式で表される。

$$\pi_{rpm} = (p - c_1)q(p)$$

式から期待共同利潤 $E(\pi_{rpm})$ を導く。 ε は $[n, m]$ を一様分布する確率変数であるから、各々の状態 ε が起きる確率は $\frac{1}{m-n}$ である。よって、期待共同利潤 $E(\pi_{rpm})$ は次式で表される⁴³。

$$\begin{aligned} E(\pi_{rpm}) &= \int_t^m \frac{1}{m-n} (p - c_1)q(p) d\varepsilon + \int_n^t \frac{1}{m-n} \{pq(p) - c_1q_1\} d\varepsilon \\ &= \frac{pa - p^2}{b} + \frac{p(m+n)}{2b} - \frac{c_1(m-t)(2a - 2p + m + t)}{2b(m-n)} - \frac{c_1q_1(t-n)}{m-n} \end{aligned}$$

仮定より、出版社は $E(\pi_{rpm})$ を最大化する価格 p を設定するため、

$$\frac{\partial E \pi_{rpm}}{\partial p} = 0 \quad \text{w.r.t } p$$

これを解くと

$$p = \frac{2a + m + n}{4} + \frac{c(m-t)}{2(m-n)}$$

よって再販行為時の小売価格 p は 式、 式の連立方程式の解として計算できる。また、そのときの生産者余剰は 式に p 、 t の値を代入して計算可能である。さらに、再販行為時のある価格 p のもとでの消費者余剰 σ_{rpm} は、

$$\sigma_{rpm} = \frac{(a - p + \varepsilon)^2}{2b} \quad \text{で与えられる。}$$

これより、期待消費者余剰 $E(\sigma_{rpm})$ は

⁴³ 確率変数 x が連続的に分布する場合 $p(x)$ を x の確率密度関数であるとするれば $f(x)$ の期待値 $E(f(x)) = \int p(x)f(x)dx$ で示される。

$$\begin{aligned}
 E(\sigma_{rpm}) &= \int_n^m \frac{\sigma_{rpm}}{m-n} d\varepsilon \\
 &= \frac{m^2 + m + n + n^2}{6b} + \frac{(a-p)(m+n)}{2b} + \frac{(a-p)^2}{2b}
 \end{aligned}$$

と計算される。次章では、以上の各種算出式を用いて再販行為時の生産者余剰、消費者余剰、社会的総余剰の期待値計算を行う。

2.5 再販行為禁止時の余剰算出式の導出

本節では、再販行為が禁止された状態における余剰の算出式を理論的に導いていく。ここで、2.3 で記した本稿における再販行為の禁止時の定義を再度述べる。再販行為の禁止時とは、書店から出版社への返品禁止、そして小売価格の自由化を意味する。返品を禁止する、いわゆる委託販売制の撤廃と小売価格の自由化を意味する再販行為の禁止をセットで考察する必要性については前述した通りである。もし、再販行為のみがなくなった状態であっても、委託販売制により実質的な価格維持行為が可能となるからである。この点に関しては、成生・湯本[1998]を参考にされたい。

それでは、2.3 で述べたモデル設定に沿って再販行為の禁止時における書籍の平均的 1 タイトルあたりの理論的余剰算出式を導いていく。再販行為の禁止時における書店への卸売価格を p_{1mt} 、小売価格を p_{2mt} とし、出版社の利潤を π_{1mt} 、書店の利潤を π_{2mt} とする。なお、ここで取次は出版社の配送機能の一部門であると想定しているため取次の利潤は π_{1mt} に含まれる。2.3 で述べたように、再販行為の禁止により書店の価格競争が生じる結果 π_{2mt} の期待値はゼロとなる一方、出版社は期待利潤を最大化させる卸売価格を設定する。この仮定のもとで、均衡小売価格と均衡卸売価格を導いていく。

所与の小売価格 p_{2mt} で、初期発行部数 q_1 がちょうど需要量 $q(p_{2mt})$ と等しくなる需要状態を r とすると、需要関数の定義式から次式が成立する。

$$r = p_{2mt} - a + bq_1$$

書店の利潤 π_{2mt} は、需要状態 r が r よりも高いとき、すなわち $r \leq \varepsilon \leq m$ のとき、小売価格 p_{2mt} のもとで初期発行部数 q_1 が全て需要され、増刷が行われる。この場合 π_{2mt} は次式で表される。

$$\pi_{2mt} = (p_{2mt} - p_{1mt})q(p_{2mt})$$

このとき、出版社の利潤 π_{1mt} は一冊あたりの出版費用を c_2 とすると

$$\pi_{1mt} = (p_{1mt} - c_2)q(p_{2mt})$$

と表される。

また、需要状態 r が r より低いとき、すなわち $n \leq \varepsilon < r$ のとき小売価格 p_{2mt} のもとで初期発行部数 q_1 が全て売り切れずに売れ残りが生じる。この場合書店の利潤は

$$\pi_{2mt} = p_{2mt}q(p_{2mt}) - p_{1mt}q_1 \quad \text{と表される。}$$

このとき、出版社利潤は

$$\pi_{1mt} = (p_{1mt} - c_2)q_1 \quad \text{となる。}$$

上記の式から、期待出版社利潤 $E(\pi_{1mt})$ 、期待書店利潤 $E(\pi_{2mt})$ を導く。2.4 での期待利潤計算と同様に、

$$\begin{aligned} E(\pi_{1mt}) &= \int_r^m \frac{1}{m-n} (p_{1mt} - c_2)q(p_{2mt})d\varepsilon + \int_n^r \frac{1}{m-n} (p_{1mt} - c_2)q_1d\varepsilon \\ &= \frac{(p_{1mt} - c_2)(m-r)(2a - 2p_{2mt} + m + r) + 2bq_1(p_{1mt} - c_2)(r-n)}{2b(m-n)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} E(\pi_{2mt}) &= \int_r^m \frac{1}{m-n} (p_{2mt} - p_{1mt})q(p_{2mt})d\varepsilon + \int_n^r \frac{1}{m-n} \{p_{2mt}q(p_{2mt}) - p_{1mt}q_1\}d\varepsilon \\ &= \frac{p_{2mt}(a - p_{2mt})}{b} + \frac{p_{2mt}(m+n)}{2b} - \frac{p_{1mt}(m-r)(2a - 2p_{2mt} + m + r)}{2b(m-n)} - \frac{p_{1mt}q_1(r-n)}{m-n} \end{aligned}$$

ここで、先に記したように (p_{1mt}, p_{2mt}) は次式、 を満たさなければならない。書店間の価格競争により

$$E(\pi_{2mt}) = 0$$

また、出版社は自らの利潤を最大化させるため

$$\begin{aligned} \max E(\pi_{1mt}) \\ \frac{\partial E(\pi_{1mt})}{\partial p_{1mt}} = 0 \end{aligned} \quad \text{が成立する。}$$

、式より p_{1mt}, p_{2mt} が導かれる。

また、このときの期待出版社利潤、期待書店利潤 ($= 0$) は、式により得られ、再販行為禁止時の消費者余剰 $E(\sigma_{mt})$ は 2.4 節 式で $p = p_{2mt}$ として得られる。

このように本章で導いた余剰算出式のもと、次章では出版統計データを用いてそれぞれの余剰を推計する。

第3章 再販行為の実証分析

本章では前章で述べた計算手法を用いて、再販行為の禁止がどれほど経済に影響を与えるかを算出する。3.1 では書籍の逆需要関数のパラメータを販売部数データと価格データをもとに最小二乗法で推定を行う。3.2 では前章で所与の定数として導入した初期発行部数 q_1 と書籍 1 冊あたりの費用 c_1, c_2 の推定を行い、3.3 では前章の理論モデルに沿って再販行為の禁止の前後での各余剰数値を算出する。3.4 では分析結果の含意を述べ、再販行為維持・禁止時ではどちらの構造がより経済的に望ましいのかを結論付ける。

3.1 不確実性下の書籍逆需要関数のパラメータ推定

本節では、逆需要関数のパラメータ推定を行う。需要関数の導出には本来操作変数法による推定が望ましいと考えられるが、需要関数のシフトがデータの観察される期間中に生じていると思われなかったため本稿では OLS による逆需要関数の推定を行うこととした。3.1.1 では書籍逆需要関数の傾きの絶対値 b と切片 a を、3.1.2 では不確実性確率変数 ε の分布を示す $[m, n]$ の推定値をそれぞれ求める。書籍 1 点当たりの販売部数を網羅しているデータを取得することが困難であったため、3.1.1 では書籍の平均定価と総販売部数をデータとして用いた。ただし、この推定方法では個別タイトルの書籍が直面する需要の不確実性を残差の分布により示すことが難しい。このため 3.1.2 では雑誌 1 点当たりの販売部数と定価を単回帰分析し、残差分布を不確実性変数の分布であるとした。

3.1.1 不確実性下の書籍逆需要関数のパラメータ推定 - 切片と傾き

推定式 図 1 の時系列データを用いて分析を行う。推定式は

$$P = \alpha + \beta Q + \gamma Y$$

P = 書籍平均定価

Q = 書籍販売部数

Y = 家計所得

である。書籍平均定価のデータには年次・月次のトレンドが観察され、そして物価の影響が見受けられたため補正を行った。年次のトレンドについては以後 1 年間の平均定価をもとに、月次トレンドについては同月のデータ 4 年分の平均値⁴⁴をもとに、物価に関しては消費者物価指数⁴⁵をもとに補正を行った。同様に書籍平均販売部数のデータには年次・月次トレンド、そして人口推移の影響が観察されたため補正を行った。年次トレンドについては以後 1 年間の平均販売部数をもとに、月次トレンドについては同月のデータ 4 年分の平均値⁴⁶をもとに、人口推移⁴⁷については総務省で発表されている人口推計をもとに補正を行った。なお、予想される係数の符号は $\alpha > 0, \beta < 0, \gamma > 0$ である。

⁴⁴ データ欠損のため、9月、10月に関しては3年分のデータをもとに補正している。

⁴⁵ 総務省統計局ホームページ 消費者物価指数 (CPI) <http://www.stat.go.jp/data/cpi/index.htm> より引用。

⁴⁶ データ欠損のため、9月、10月に関しては3年分のデータをもとに補正している。

推定結果 上記の推定式と、図 2 の補正済みデータを回帰した結果は以下のようになった。

$$P = 895.69 - 0.084Q + 0.0032Y + u$$

(2.76)** (-1.82)* (2.4)* 重決定 $R^2 = 0.3321$, 補正 $R^2 = 0.2293$, 観測数 16
 ()内は t 値, *:5% 有意水準, **:1% 有意水準
 P = 書籍平均定価
 Q = 書籍販売部数
 Y = 家計所得
 u : 誤差項

となり片側検定 5%水準で有意であると示された。また書籍販売部数の係数が負となっており事前の予想通りとなった。この推定式をもとに本稿で用いる不確実性下の逆需要関数の切片、傾きの絶対値 (a, b) を推定する。

不確実性下の書籍逆需要関数の推定 - 切片と傾きの推定

不確実性下の需要関数 $p = a - bq + \varepsilon$ のパラメータ推定は先に示した推定式を用いて行う。推定目的である関数は家計所得に関する項が存在しないため、観察された期間の平均家計所得 AY を用いて次式のように変換を行う。

$$p = a - bq + \varepsilon$$

$$= (\alpha + \gamma AY) + \beta q + u$$

よって $a = \alpha + \gamma AY$ $b = -\beta$ となる。

以上により (a, b) = (1735.42, 0.08425) と推定される。3.3 ではこれを書籍逆需要関数のパラメータ推定値として用いる。

3.1.2 不確実性下の書籍逆需要関数のパラメータ推定 - 不確実性変数の分布関数

本項では書籍逆需要関数の不確実性変数 の分布関数を推定する。前述したように書籍の平均価格データと総発行部数から導かれた逆需要関数は、需要の価格感応度を示すには適しているが個々の書籍の需要動向のばらつきを示す需要の不確実性を表すにはふさわしくないと考えられる。このため個々の書籍の販売部数と定価が示されているデータが本来望ましいと考えられたが、本稿ではこれを雑誌のデータをその代替として用いることとした。これは雑誌については書籍と異なり ABC 公査部数というタイトルごとの詳細かつ正確な販売データが出ているためである。ここではまず 2005 年度の 1 タイトルごとの雑誌販売部数とその定価を用いて単回帰分析を行う。そして示された残差分布を求める需要不確実性変数 であると考へ、分布関数を推定する。

推定式 推定式は

$$P = \theta + \nu Q$$

P = 雑誌定価
 Q = 雑誌販売部数

47 総務省統計局ホームページ 人口推計 <http://www.stat.go.jp/data/cpi/index.htm> より引用。

である。単年度のデータ比較であるため、補正は行わない。予想される係数は、 $\theta > 0, \nu < 0$ である。

推定結果 回帰結果は以下のようになった。

$$P = 894.14 - 0.0012 Q + \delta$$

(18.75)** (-5.16)** $R^2 = 0.1679$, 補正 $R^2 = 0.1616$, 観測数 = 130

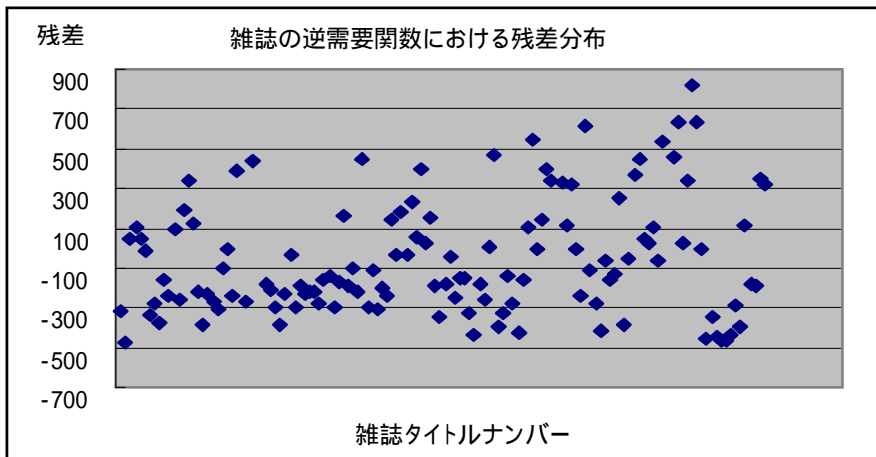
()内は t 値, *:5% 有意水準, **:1% 有意水準

P = 雑誌定価

Q = 雑誌販売部数

δ = 誤差項

となり、片側検定 5%水準で有意であると示された。また、雑誌販売部数の係数が負となっており事前予想と同様の結果となった。上に記した推定結果の誤差項分布から本稿で用いる不確実性下変数 の分布関数を推定する。誤差項分布 δ を以下のグラフに示す。



このグラフから、観察された残差は一様に分布していると私達は判断した。よって求めるの分布関数を一様分布であるとすれば⁴⁸観察された残差の最大値、最小値をそれぞれ m, n とすることができる。よって、

$$(m, n) = (825.16, -466.49)$$

3.2 理論モデルその他のパラメータ推定

本節では、前節に続き理論モデルの実証数値算出のために必要なパラメータの推定を行っていく。再度本稿のモデルの前提を述べるが、分析ではまず平均的なタイトルの書籍を想定する。そしてその平均的な特性を持った書籍が再販行為の禁止前後でどのように余剰数値の変化を示すかを導く。このような分析手法のため、本節のパラメータ推定においても全書籍の平均値と考えられる数値を用いる。第1項では一冊あたりの出版コスト(c_1, c_2)、第2項では初期発行部数 q_1 の平均的な値を算出する。

⁴⁸ 本稿で用いた最小二乗法は、残差を正規分布と仮定しているため最尤推定法を用いて一様分布の仮定を置いて分析するとより正確な値が導かれると考えられる。

3.2.1 一冊あたりの出版コスト

前章の理論モデルでは、一冊あたりの出版コストを2種類用いた。一つは再販行為時の出版コスト c_1 でありこれは出版社から小売まで全ての費用を含めることとなる。なぜなら再販行為時の分析では出版社が取次・書店を垂直統合している状態であると考えられるため、書籍一冊にかかる費用を含むことになる。そしてもう一方の出版コスト c_2 は再販行為の禁止時の分析で用いられる。第2章で述べたがここで取次は出版社の書店への配送機能を担う一部門であるという想定をしているため、出版コスト c_2 は出版社から取次までにかかる費用を意味する。書籍の原価に関するデータは一般に公表されていないため、ここでは出版社・取次・書店の各平均利潤率データとマージン率からおおよそその出版コストを推定していく。利潤とは売上から仕入と費用を差し引いたものを指し、マージン率は売上から仕入費用(出版社は0)を差し引いたマージンが定価の何%であることを示している。出版社から取次への卸売価格を P_1 、取次から書店への卸売価格を P_2 、定価を P_3 とし、出版社、取次、書店の1冊あたりの費用をそれぞれ順に C_1, C_2, C_3 とする。またそれぞれの利潤率を R_1, R_2, R_3 とすれば定義より以下の3式が成立する。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 冊あたりの出版社の利潤} &= P_1 - C_1 = R_1 P_1 \\ 1 \text{ 冊あたりの取次の利潤} &= P_2 - P_1 - C_2 = R_2 P_2 \\ 1 \text{ 冊あたりの書店の利潤} &= P_3 - P_2 - C_3 = R_3 P_3 \end{aligned}$$

また、出版社、取次、書店のマージン率をそれぞれ70%、8%、22%とすれば

$$P_1 = 0.7 P_3, P_2 = 0.78 P_3 \text{ が成り立つ。}$$

ここで $c_1 = C_1 + C_2 + C_3$, $c_2 = C_1 + C_2$ であるから、上記の式より

$$c_1 = C_1 + C_2 + C_3 = P_3 - (R_1 P_1 + R_2 P_2 + R_3 P_3) = (1 - 0.7 R_1 - 0.78 R_2 - R_3) P_3$$

$$c_2 = C_1 + C_2 = P_2 - (R_1 P_1 + R_2 P_2) = (0.78 - 0.7 R_1 - 0.78 R_2) P_3$$

利潤率 R_1, R_2, R_3 をそれぞれの業界ごとの売上高営業利益率の平均値⁴⁹とし、定価は平均定価⁵⁰をそれぞれ用いると(c_1, c_2)は次の値となった。

$$(c_1, c_2) = (1165.44, 987.82)(\text{円})$$

3.2.2 初期発行部数の推定値導出

2.3では初期発行部数は出版社によって決定されるとした。先行研究では発行部数は書店からの注文量によって決まる変数だとされているが、現実にはパターン配本が行われており書店側が注文量を決定するわけではない。前述したがこのため本稿では、初期発行部数を所与の定数あると考え初期発行部数を上回る需要量がある場合増刷が行われると仮定した。本項では1タイトルあたりの初期発行部数の平均値を理論モデルにおける q_i の推定値として用いる。推定には2002年6月から2004年5月までの、月ごとの新刊出版点数と新刊推定総発行部数の統計データを用いる。1ヶ月の間に重版が行われないと仮定すると、月ごとの平均初期発行部数は新刊推定総発行部数を新刊出版点数で除したものを一月あたりの平均新刊初期発行部数と近似できる。つまり、

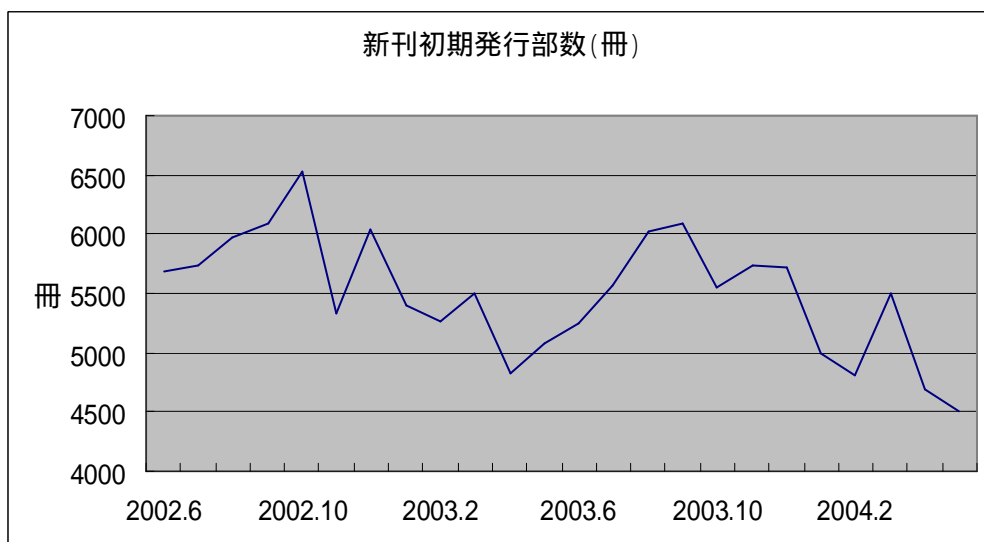
$$\text{ある月の1タイトルあたり平均初期発行部数} = \text{新刊推定総発行部数} \div \text{新刊出版点数}$$

と考えられる。

この数値の月毎の推移を表すと以下ようになった。

⁴⁹ 中小企業動向調査会『業種別業界情報 2007年版』経営情報出版社より

⁵⁰ 3.1.1でも用いた書籍平均定価を使用した。



< 出版指標年報 2005 年度版を参照に東北大学泉田研究会作成 >

グラフでは一月あたりの推定初期発行部数は緩やかな下降トレンドが観察できるが、本稿では観察期間中の平均値を q_1 の推定値として用いることとした。これより、

$$q_1 = 5494.40 \text{ (冊)}$$

3.3 再販行為禁止前後の実証分析

本節では前節までに推定したパラメータを用いて再販行為の禁止前後の期待社会的総余剰額を推計していく。2章で述べた理論モデルに沿い 3.3.1 では再販行為時を、3.3.2 では再販行為禁止時の余剰を算出する。

3.3.1 再販行為時の期待社会的総余剰

本項では 2.4 で述べた理論モデルに従って再販行為時の各余剰額を推計する。ここで理論モデルの概略を再度述べていく。再販行為時においては、出版社が取次・小売を垂直統合した状態であると考えられる。このため満たすべき条件は、出版社の価格付け p_{rpm} が出版社・取次・書店の共同利潤 π_{rpm} を最大化させる水準になされることである。この利潤最大化問題の解は

$$p_{rpm} = \frac{2a + m + n}{4} + \frac{c(m - t)}{2(m - n)}$$

で与えられ、これを式 (1) に代入することで期待消費者余剰、期待生産者余剰、期待社会的総余剰 $E(SW_{rpm}) (= E(\pi_{rpm}) + E(\sigma_{rpm}))$ が得られる。前節までに導いた推定値をもとに計算すると、結果は以下ようになった。

p_{rpm}	t	$E(\pi_{rpm})$	$E(\sigma_{rpm})$	$E(SW_{rpm})$
1335.816 (円)	63.665064	1702406.594 (円)	2164052.619 (円)	3866459.213 (円)

3.3.2 再販行為禁止時の期待社会的総余剰

本項では 2.5 で述べた理論モデルに従って再販行為禁止時の各種余剰額を推計する。ここで理論モデルの概略を再度述べていく。本稿が定義する再販行為禁止時は、委託販売制度の廃止と小売価格の自由化⁵¹を意味している。このことから理論モデルでは書店への卸売価格、書店の小売価格 (p_{1mi} , p_{2mi}) が満たすべき条件を次の 2 つであると記した。一つは書店間の価格競争により書店の期待利潤 $E(\pi_{2mi})$ がゼロとなること。そしてもう一つは再販行為時と同様に出版社は自らの利潤 $E(\pi_{1mi})$ を最大化させる水準に卸売価格 p_{1mi} を設定するという。この 2 つの条件を満たす (p_{1mi} , p_{2mi}) が再販行為禁止時での均衡となると考えられる。またこのときの各種余剰値は得られた (p_{1mi} , p_{2mi}) を、式に代入することにより求めることができる。上記の条件付最大化問題を解き、余剰数値を計算した結果は以下に示す通りになった。

r	p_{2mi}	p_{1mi}
26.63946	1299.1601 (円)	1165.6996 (円)

$E(\pi_{2mi})$	$E(\pi_{1mi})$	$E(\rho_{mi})$	$E(SW_{mi})$
0 (円)	1440923.012 (円)	3240797.733 (円)	4681720.745 (円)

3.4 分析結果の解釈

3.3 の結果を以下の表に記す。なお表中の推計社会厚生は 1 年あたりの総新刊書籍が生み出す期待社会的総余剰と定義し、次式で算出した。

1 年当たり推計期待社会厚生 = 社会的総余剰 額 \times 75185.4 (1 年あたりの推定書籍 発行点数)⁵²

再販行為禁止時には均衡小売価格はおよそ 2.7% の低下、期待生産者余剰は約 15.4% の低下、そして期待消費者余剰と期待社会的総余剰はそれぞれ 49.8% と 21.1% の上昇が示された。ここでは本稿で構築した理論モデルを振り返り、この実証結果の要因を考察していく。

	小売価格	期待生産者余剰	期待消費者余剰	期待社会的総余剰	推計社会厚生
再販行為時	1335.816 (円)	1702406.594 (円)	2164052.619 (円)	3866459.213 (円)	2907.1 (億円)
再販行為禁止時	1299.16 (円)	1440923.012 (円)	3240797.733 (円)	4681720.745 (円)	3519.9 (億円)
増減率	-2.74%	-15.36%	49.76%	21.09%	21.09%

前章の理論モデルでは仮定として以下の点を想定した。以下ではそれぞれの仮定に関して考察していく。

書店経営の仮定について

再販行為時では、出版社が取次・小売を垂直統合した状態であるとした。これは再販行為と第 1 章で記した委託販売制とパターン配本が行われていることから、書店経営の自由度が他業界の小売と比べて著しく低いことを示している。それに対して再販行為禁止時には価格競争の結果書店利潤がゼロとなることを仮定した。現在の状況で再販行為の禁止により書店間の競争が生じると、品揃えの独自性や消費者需要の予測・適切な価格付けが経営を左右す

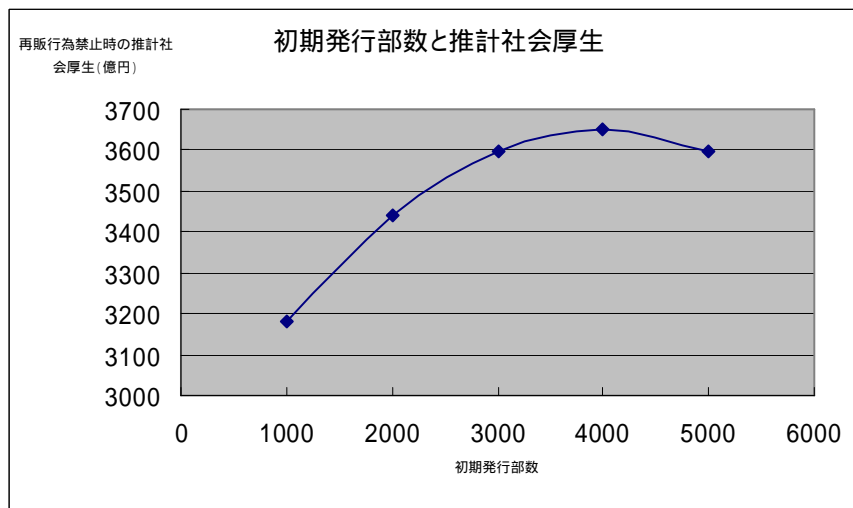
⁵¹ ここで自由化とは、出版社による再販売価格維持行為を禁止することにより書店が価格付けを自由に行えることを意味する。

⁵² データ出典：電通総研編『情報メディア白書 2007』ダイヤモンド社

るようになるであろう。この結果として競争価格は期待書店利潤がゼロとなる水準で決定されることが考えられる。この仮定がモデルの中の変化として小売価格の低下に伴う期待生産者余剰の低下・消費者余剰の上昇を招いたものと考えられる。

初期発行部数の仮定に関して

3.3.2 で推定した初期発行部数は、再販行為の禁止前後で変化がないものとして計算を行った。ただし、再販行為の禁止に伴い初期発行部数は低下する可能性があると考えられる。なぜなら、書店は委託販売制の禁止により自ら売れ残りリスクを負うこととなるからである。このことにより書店は売れ残る可能性が低いと考えられる書籍、つまり需要不確実性の少ない書籍を仕入れる傾向となると思われる。販売実績のない新刊本は敬遠され初期発行部数が低下し、そして少ない初期発行部数の中で売れる兆しを見せた既刊本が重版を重ねるようになるだろうと想定される。この予想のもと新たに理論モデルで再販行為禁止時に q_1 の低下を仮定し、式より推計社会厚生を算出を行った。以下のグラフに結果を記す。



グラフは初期発行部数 q_1 を 5000 部から 1000 部まで変化させたときの推計社会厚生を推移を表す。4000 部を頂点に、1000 部まで推計社会厚生は低下傾向にあると言える。このため、本節冒頭に記した再販行為禁止時の期待社会的総余剰・推計社会厚生はあくまで現在の推定初期発行部数のもとでの推測値であり、実際は初期発行部数 1000 部の時の推計社会厚生 3179.98 億円から最大値である 4000 部の時の期待社会厚生 3651.26 億円の間の値を取るであろうことに注意が必要である。

この点を考慮に入れると、再販行為の禁止をすると社会全体で考えた場合 9.3% (初期発行部数 1000 部の時の推計社会厚生増加率) から 25.6% (初期発行部数 4000 部の時の期待社会厚生増加率) の増加が見込まれる。そしてこれは、再販行為時と比較すると 273 億円から 744 億円の期待社会厚生の増加を意味する。

このため経済的な観点からすると出版業界の再販行為・委託販売制は共に禁止された状態が望ましいと私達は結論付けた。

第4章 政策提言

4.1 政策提言 - 再販売価格維持行為に関する著作物の適用除外規定の撤廃

前章における分析で再販売価格維持行為の適用除外規定を維持・撤廃した場合をそれぞれ比較すると後者の期待社会厚生がおよそ 9.3% ~ 25.6% (金額でいうと 273 億円から 744 億円) 高いという結論が得られた。したがって私達は政策提言の第 1 に経済性の観点から、独占禁止法 23 条 4 項の再販売価格維持行為に関する著作物の適用除外規定の撤廃を主張する。また委託販売制に関しても、再販行為と同等の効果を持つという理由から買切制への移行が望ましいと主張した。したがって委託販売制についても禁止させなければ、再販行為だけを禁止しても実効性はない。しかしながら委託販売制は、特段の法律上の規定がなく、あくまで契約の自由にもとづいて業界内の慣習として行われてきた背景がある。そこで委託販売制については、再販行為禁止時に勧告等の方法で禁止させる方法が望ましい。

4.2 政策目標の設定 各ステークホルダーに対する配慮の必要性について

ただし 1 章で述べたように、2001 年に公正取引委員会は経済的には撤廃が望ましいとはしつつも業界団体の懸念を払拭しきれずに撤廃を断念したという経緯がある。

私達が政策として再販行為と委託販売制の禁止を主張する以上、これらの懸念に対する対応を示さなければ実現可能性という面で問題がある。また実際に現状の業界構造の基礎をなしている再販行為と委託販売制を撤廃した場合、業界に対して急激な変革を求めることになり、移行にかかるコストが問題になる恐れがある。そこで以下では、出版業界の各ステークホルダーそれぞれが持っている再販行為と委託販売制の禁止に対する懸念や考えられる移行コストに関しての私達の見解を示していく。

ステークホルダー 書店

出版業界は再販売価格維持行為が禁止されて価格競争が始まると、資本力が書店経営を左右し、その結果体力がない小規模書店は倒産・廃業に追い込まれるという懸念を持っている⁵³。現在においても、書店の大規模化やオンライン書店・コンビニエンスストア参入による流通チャネルの多様化で競争の激化し、それに伴い中小書店の廃業している⁵⁴。このような状況下で再販行為が禁止されれば、中小書店の廃業がより加速する可能性がある。

また、今まで再販行為と委託販売制により書店は売れ残りのリスクを考えることなく、書籍を店頭に並べることができていた。しかし、これが禁止された場合、出版社へ返品ができなくなり、書店は売れ残りリスクを負わなければならなくなる。そのため、ベストセラーばかりを仕入れ、店頭に置いてある書籍の種類が減少する懸念があると出版業界は主張している。しかし、私達はこの禁止で起こる影響は出版業界が主張しているようなことではないと考える。再販行為と委託販売制が禁止されると突然、中小書店は価格設定や非店頭在庫など

⁵³ 日本書籍出版協会 日本雑誌協会[1996]「論点公開に対する意見」『出版指標年報 97 年版』42-49 頁

⁵⁴ 中小書店の廃業の現状とその背景になっている書店の大規模化については 1 章で述べた。

の商品の管理能力を求められるようになる。今まで、中小書店はこのようなマネジメント力をあまり持つ必要性がなかった。そのため、今の状態から一般の小売業程度の商品管理能力を持つまでには時間がかかると考えられる。

ステークホルダー 出版社

出版業界が再販行為の適用除外規定の維持を主張する大きな理由としているのが、書籍は文化的特性を有し、この保護のために再販行為は必要であるというものである。この文化的特性の指標となるのが、出版される本の多様性の問題である。出版業界は、再販行為により本の多品種少量出版を維持し、専門書のようなあまり需要の見込めなくとも社会的には必要な本の出版に貢献していると主張する。多品種少量出版を主に担っているのは多くの中小零細出版社であると考えられる。実際中小零細の出版社は再販行為禁止に対する反対の姿勢が、大手出版社よりも根強い状況である⁵⁵。

ただし非再販・買切制に移行したとしても、中小出版社による多品種少量出版はある程度は維持できると考える。それは書店の大規模化が進んでいるため、大規模な書店は品揃えの量が重要になり、さまざまなジャンルの本を仕入れようと考えられるからである⁵⁶。しかし、大規模書店とはいうものの書店の売り場面積には制約があり、全ての中小出版社の本を店頭に並べることは出来ない恐れがある。そのため、私達は図書館による補完を提案する。詳細については後述したい。

ステークホルダー 取次

再販行為とは出版社が販売価格を決めるという定義上、再販行為禁止そのものの取次に対する直接の影響は、書店や出版社ほどではないと思われる。取次に対する影響は、パターン配本が出来なくなり取次の業界における影響力がなくなることである。これは中小書店の減少により大規模書店の占有率が上がり、直販が増えるためである。特に書店の大規模化が起こっている現在では、その傾向が強くなることが懸念される。ゆえに取次全体が業界変化に対する強い危機感を持つことが予想される。

ただし、直販を行える出版社は大手出版社に限られることが予想され、中小出版社に対する取次の影響力が今後も残ることが予想される。中小出版社に対する取次のマージン率は大手出版社よりはよいので利幅の改善が予想される。

以上の点により、出版関連業界の懸念に対して政策的に配慮するのが望ましい点として以下の3点を挙げる。

中小書店問題への対応

書店の商品管理能力問題

多品種少量出版による書籍の多様性の維持

次節ではこの3点に関して望ましい政策的対応を述べていく。

4.3 政策提言 - 出版業界の懸念への対応策

上で挙げた問題についての回答として私達は、第1の問題については「中小書店への転業支援」を、第2の問題については「非再販本の一時的限定」を、第3の問題については「図書館購入のタイトル数の充実」を主張する。

⁵⁵ 再販制撤廃反対を主張する『本の定価を考える』の編著者である出版流通対策協議会は、再販行為の適用除外規定撤廃の議論が起こるのに対抗して、中小零細出版社が設立した団体である。

⁵⁶ 1997年英国において、著作物の再販協定(定価本協定 NBA: Net Book Agreement) を違法とする判決がなされた際、同判決文において、書店は顧客を惹きつけるために、多様なタイトルを店頭にそろえようとするだろうという趣旨で、再販維持派の「再販行為禁止は出版されるタイトル数の減少を招く」という主張を退けている。(金子他[1998]『英国書籍再販崩壊の記録 NBA 違法判決とヨーロッパの再販状況』文化通信社)

中小書店の転業支援

中小書店の経営に対する支援として、中小書店の転業支援を行うことを主張する。具体的な施策としては基金の設立による転業支援のための融資と債務の保証をおこなう。

現在書店、特に中小書店はパターン配本に代表されるように取次からの強い影響下に置かれており、依存体質と呼んでもよい。また、書店の大規模化やオンライン書店・コンビニエンスストアの参入といった競争環境の変化に対して、中小書店独自の経営努力では対応しきれず廃業に追い込まれている。このような状況下で、著作物の再販行為を禁止すればドラステックな業界の変化に中小書店はついていけない可能性がある。

そこで中小書店の経営を取次に依存する状態を改め、出版業界の変化に対応できる経営を実現するため(具体的には本だけではなく、他の商品を取り扱う小売店への転換)に、書店の転業支援を行う。しかし、このような転業を行うには、中小書店は財務力とノウハウが乏しい。財務力については、中小書店の支援のための基金を設立し、これを通じた低利融資や債務の保証を行うことによって支援する⁵⁷。ここで支援すべき中小書店の定義としては中小企業基本法第2条「中小企業者の範囲」4を準用するのが適当であると考えられる。転業のノウハウについては、国民生活金融公庫(2008年10月に日本政策金融公庫として統合予定)のような小規模小売店への融資を行っている政府系金融機関や経済産業省が中心となり基金を設立するのがよいだろう。

非再販本の一時的限定

私達は中小書店が商品の管理能力を蓄積する期間を設けるため、全ての書籍で一斉に再販売価格維持行為を禁止するのではなく、非再販本を一時的に限定する方法を採ることを主張する。

例えば、最初は一般大衆向けで販売数の多い文庫から再販行為を禁止する。その後、新書、ハードカバーといったように徐々に非再販の適用範囲を増やしていき、最終的に全面的な非再販・買切制に移行するというプロセスを採るのがよいと思われる。

図書館による対応

非再販本の一時的限定は、書店の在庫管理能力が十分なものになるまでの一時的なものであり、著作物の多様性を維持するためにするものではない。そこで、本の多様性を維持するための施策として、図書館購入のタイトル数の充実を図って対応すべきであると主張する。現在、主にベストセラーを中心に同じ書籍を複数取り揃えるという「複本」を行っている図書館が多いが多様性の維持のため複本の上限を設定し、それに代替して中小出版社が出版する書籍を積極的に取りそろえる。また、現在図書館購入書籍は割引価格で購入されているが、これを改め割増価格で購入する。このような割増価格での購入は、スウェーデンが私達の主張と同じように本の多様性の維持という観点から行われている政策である⁵⁸。

私達は、以上の3つの政策パッケージを再販売価格維持行為に関する著作物の適用除外規定の撤廃とともに実行することで、出版業界から納得を得た形で再販行為からの脱却が実現でき、非再販への移行する実現可能性や実効性が高まるだろうと考える。

⁵⁷ このような基金の設立による中小小売店の支援は、中心市街地活性化法でも行われていることであり、中小書店に対する融資と債務保証という政策は、同法の施策を模範としたものである。(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体推進に関する法律 22条)

⁵⁸ 佐野真一[2004]『誰が「本」を殺すのか(上)』新潮社

参考文献・データ出典

《先行論文》

- 成生達彦・湯本祐司[1998]「返品制、再販制と経済厚生」『流通研究』Vol.2 No.2、15~28 頁
 三浦功[2001]「需要不確実性下の再販売価格制について」『九州大学経済学研究』Vol68 No.1、59~69 頁
 村上信明[1997]「日本との比較で見る西欧の出版流通」『経済セミナー』No.513、62~67 頁

《参考文献》

- 石岡克俊 [2001]『著作物流通と独占禁止法』慶應義塾大学出版会
 小田光雄[2000]『ブックオフと出版業界 ブックオフビジネスの実情』ぱる出版
 木下修・星野渉・吉田克己[2001]『オンライン書店の可能性を探る 書籍流通はどう変わるか』日本エディタースクール出版部
 金子晃・村上信明・高橋岩和・佐藤潤[1998]『英国書籍再販崩壊の記録 NBA 違法判決とヨーロッパの再販状況』文化通信社
 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄[2006]『独占禁止法 [第2版]』弘文堂
 川井良介[2006]『出版メディア入門』日本評論社
 清丸恵三郎[2001]『出版動乱 ルポルタージュ・本をつくる人々』東洋経済新報社
 公正取引委員会[2001]『著作物再販制度の取扱いについて』
 小林一博[1992]『出版業界 岐路と選択』柏書房
 小林一博[1992]『出版業界問題の焦点』柏書房
 小林一博[2001]『出版大崩壊 今起きていること、次に来るもの』イースト・プレス
 再販問題検討小委員会[1995]『再販適用除外が認められる著作物の取扱いについて(中間報告書)』
 佐野眞一[2004]『誰が「本」を殺すのか?上』新潮社
 佐野眞一[2004]『誰が「本」を殺すのか?下』新潮社
 出版流通対策協議会[1992]『本の定価を考える 再販制はなぜ必要か』新泉社
 政府規制等と競争政策に関する研究会[1998]『著作物適用除外制度の取り扱いについて』
 津野海太郎[1998]『徹底活用「オンライン書店」の誘惑』晶文社
 電通総研編『情報メディア白書 2007』ダイヤモンド社
 日本出版学会編[2004]『白書出版産業』文化通信社
 日本書籍出版協会・日本雑誌協会[1996]「論点公開に対する意見 出版物再販制度の果たす役割」『出版指標年報 97 年版』出版科学研究所
 日本図書館協会・日本書籍出版協会[2003]『公立図書館貸出実態調査 2003 報告書』日本図書館協会、日本書籍出版協会
 『有斐閣経済辞典』[2002]
 『広辞苑第五版』[1998] 岩波書店
 『出版指標年報 1995』出版科学研究所

《データ出典》

『業種別業界情報 2007 年版』経営情報出版社

『出版指標年報 2005』出版科学研究所

『出版指標年報 2006』出版科学研究所

『出版年鑑 2007 年版』出版ニュース社

『新文化縮刷版 2002』新文化通信社

『新文化縮刷版 2003』新文化通信社

『新文化縮刷版 2004』新文化通信社

『新文化縮刷版 2005』新文化通信社

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/cpi/index.htm>、最終アクセス日

2007 年 10 月 29 日